

平成十三年政令第四百一十六号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三条第二項、第三項及び第六項、第九条第一項、第三十一条第二項及び第三項、第五十条第二項及び第七项、第五十八条第六項、第六十一条並びに附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（株式等保有限度額を超えて株式等を保有することができる理由）

第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 銀行等（法第一条に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又はその子会社等（法第三条第一項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を全部又は一部の当事者とする合併をすること。

二 銀行等又はその子会社等を当事者とする会社分割をすること。

三 銀行等又はその子会社等を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをすること。

四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令（法第三条第一項に規定する主務省令をいう。）で定める理由があること。

五 株式の市場価格の上昇その他の予見し難い事由により、銀行等及びその子会社等が、法第三条第一項に定めるところにより合算して、その株式等保有限度額（同項に規定する株式等保有限度額をいう。）を超える額の株式等を保有すること。

（外国銀行支店に関する読み替え）
第二条 法第三条第三項の規定による外国銀行支店（同項に規定する外国銀行支店をいう。）に対する法の規定についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
読み替えられる字句

読み替える
字句

の法るえ替み読み替えられたる字句

規定期項	第一条	第二条	第三条
店外銀行支店	（主務省令（前条第一号、第二号及び第三号に掲げる者については農林水産大臣及び内閣総理大臣。）））	（内閣府令（内閣総理大臣））	（主務省令（前条第一号、第二号及び第三号に掲げる者については農林水産大臣及び内閣総理大臣。））
銀行等及びその子会社等	（内閣府令（内閣総理大臣））	（内閣府令（内閣総理大臣））	（内閣府令（内閣総理大臣））

規定期項	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条
店外銀行支店	（内閣総理大臣をいう。）	（内閣総理大臣）	（内閣総理大臣）	（特別株式買取り以外の株式の買取り）	（銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社に関する読み替え）
銀行等及びその子会社等	（内閣総理大臣）	（内閣総理大臣）	（内閣総理大臣）	（法第三十八条第二項に規定する政令で定める株式の買取り）	（法第三十九条第三項第一号（法第三十八条第二項、第四項及び第五項の規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。））
当該銀行等及びその子会社等	（内閣総理大臣）	（内閣総理大臣）	（内閣総理大臣）	（法第三十九条第二項に規定する政令で定める株式の買取り）	（法第三十九条第三項第一号（法第三十八条第二項、第四項及び第五項の規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。））
当該銀行支店	（内閣総理大臣）	（内閣総理大臣）	（内閣総理大臣）	（法第三十九条第二項に規定する政令で定める株式の買取り）	（法第三十九条第三項第一号（法第三十八条第二項、第四項及び第五項の規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。））

規定期項	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条
店頭売買有価証券	（二十兆円とする。）	（銀行等保有株式取得機構債の債券）	（機構債の発行の方法）	（機構債の発行は、募集の方法による。）	（機構債の発行の方法）
（店頭売買有価証券）	（二十兆円とする。）	（銀行等保有株式取得機構債の債券）	（機構債の発行は、募集の方法による。）	（機構債の発行は、募集の方法による。）	（機構債の発行は、募集の方法による。）
（銀行等保有株式取得機構債の債券）	（二十兆円とする。）	（銀行等保有株式取得機構債の債券）	（機構債の発行は、募集の方法による。）	（機構債の発行は、募集の方法による。）	（機構債の発行は、募集の方法による。）
（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）
（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）	（二十兆円とする。）

(内閣府令・財務省令への委任)

第二十四条 第七条から前条までに定めるもののは、機構債に関する事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(課税の特例)

第二十五条 法第四十一条第一項及び第三項の規定により機構の会員が機構に納付する同条第一項の当初拠出金及び同条第三項の売却時拠出金は、機構の会員が機構に払い込む出資として、法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定を適用する。

2 機構に対する地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「十年以内に開始した事業年度」とあるのは、「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文(一)とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文(一)とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限) 第二十六条 法第六十一条に規定する政令で定める権限は、法第六十条第二項の規定による設立の認可及び法第五十六条の規定による法第十六条第二項の設立の認可の取消しとする。

附 則 この政令は、法の施行の日(平成十四年一月四日)から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、平成十八年九月三十日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日政令第三
六三号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年一月二二日政令第一
二号) この政令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年一月三十一日)から施行する。

(平成一五年八月二九日政令第三
八一号) この政令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年八月三十日)から施行する。

(平成一五年八月二九日政令第三
九号) この政令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年八月三十日)から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日政令第三
九号) この政令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年八月三十日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月一九日政令第一
七四号) 抄 (施行期日)

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二
三号) 抄 (施行期日)

この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二日政令第三
八六号) 抄 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第一〇
七号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一三
一号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一三
一号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日政令第一三
二号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二日政令第三
八六号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第一〇
七号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一三
一号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一三
一号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日政令第一三
二号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日政令第一三
二号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和五年四月一日から施行する。